

居宅介護支援重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適切な居宅介護支援を提供することにより、要介護状態の維持、改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号及び提供地域

事業所名 ほまれの家居宅介護支援センター

所在地 千葉県野田市目吹字二ツ塚 1511 番 3

介護保険指定番号： 居宅介護支援 千葉県 1271301051

サービス提供地域： 野田市 ※左記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください

(2) 事業所の従業者体制 職種別の職員体制は「別紙 1」のとおりです。

(3) 営業時間 月～金曜日 8 時 4 5 分 ～ 17 時 45 分

3. サービスの内容

(1) 居宅介護支援等の流れ

利用者に重要事項説明書(本書)により説明し、同意を得た後、契約を結びます。「居宅介護サービス計画作成(変更)届出書」を事業所が市役所に届けます。



事業者が利用者や家族に面接し現在の状況や要望、問題点や課題を把握し、分析後ケアプラン原案を作成します。利用する事業所については複数の紹介を求める事ができ、当該事業所を居宅介護サービス計画書に位置付けた理由を求める事ができます。



利用者及び家族の参加を基本としサービス提供事業者の担当者と計画書の原案について意見交換を行います。



利用者や家族に説明し同意を得て居宅介護サービス計画書等を交付致します。
医療系サービスを利用する場合には指示書を作成した医師にも居宅サービス計画書を交付します。



居宅介護サービス計画書等に基づき、介護サービスが開始されます。
担当職員はサービス事業者等から、利用者に係る情報の提供を受けた時その他必要と認めた時は、服薬状況や口腔機能その他利用者の心身又は生活の状況に係わる情報のうち、必要と認められるものを、利用者の同意を得て主治医若しくは歯科医師又は薬剤師に提供します。



一月に 1 回利用者宅を訪問し計画書等の実施状況を確認します。また必要に応じて居宅サービス計画書等の変更を行います。



目標期間に合わせて計画の達成状況についての評価を行います。

（２） その他

①給付管理業務

事業者は、居宅サービス計画書等作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成します。

②要介護認定等の協力

事業者は、利用者の要介護認定の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるように必要な協力を行います。また利用者が希望する場合は要介護認定の申請を利用者に代わって行います。

③相談業務

介護や福祉、健康に関する事等、生活全般に関する相談に応じます。

４． 利用料金

（１） 料金は、「別紙 2」のとおりです。

（２） 交通費

前記 2 のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域にお住まいの利用者は、介護支援専門員が訪問するための交通費が必要です。市境を超えて、概ね 1 kmにつき 50 円となります。

（３） 料金の変更

①事業者は、介護保険法その他関係法令の改正により、利用料金の利用者負担分に変更が生じた場合は、変更後の利用者負担分を請求することができるものとします。

②事業者は、介護保険給付の適用を受けないサービス利用料金を変更することができるものとします。

この場合、事業者は、利用者に変更の理由、変更の時期、変更後の金額を説明します。

（４） その他

保険料の滞納等により法廷代理受領ができなくなった場合、1 ヶ月につき要介護度に応じた料金をいただき事業者よりサービス提供証明書を発行致します。このサービス提供証明書を住所地市役所の窓口に提出しますと全額払い戻しを受けられます。

５． サービスご利用にあたり

①入院した際には、入院先に担当介護支援専門員の事業所、氏名をお伝え下さい。

②居宅介護支援の提供の開始に際に、予め契約者（利用者）に対して、複数の居宅サービス事業者を紹介するよう求めることが出来ること、契約者（利用者）は居宅サービス計画に位置づけた居宅サービス事業所等の選択理由の説明を求めることができます。

６． 緊急時等の対応

利用者の居宅を訪問中に、事故が発生した場合、利用者の健康状態が急変した場合、その他必要な場合は、あらかじめ届け出られた緊急連絡先へ速やかに連絡するとともに、かかりつけ医師や救急隊に連絡を行う等必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際して取った処置については記録します。

７． 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約としています。

８． 利用者の尊厳

事業者は利用者の人権・プライバシーを保護し、必要に応じて高齢者虐待防止法及び介護保険法等の定める通報をします。

9. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対する感染症及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施しています。

10. 虐待防止のための措置

利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。

11. 身体拘束の禁止

利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

12. 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあって、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けることができるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施しています。

13. 成年後見制度の利用支援に関する事項

事業所は、居宅介護支援を行うにあたり、利用者などが自ら希望し、または成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用が望ましいとみられる状況にあっては、関係者並びに関係機関と綿密な連携を図るとともに、当該制度の利用に係る紹介など必要な措置を講じます。

14. ハラスメント対策

・事業者は、適切な居宅支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものより職員の就業環境が害されることを防止するため方針の明確化等の必要な措置をします。

・契約者（利用者）、家族または身元保証人等からの事業所やサービス従業者、その他関係者に対して故意に暴力や暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合には、サービスのご利用を一時中止及び契約を廃止させていただく場合があります。

15. 損害賠償において

当事業所において、指定居宅介護支援の提供により利用者に損害が生じた場合は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合は、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められ場合には事業所の賠償責任を減じさせていただきます。

16. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用者相談室 窓口担当者： 坂齊 美祐子 電話番号：04-7120-1033

ご利用時間： 月～金曜日 8時45分～17時45分

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

野田市介護支援課 野田市鶴奉7番地1

電話番号： 04-7125-1111 F A X 番号： 04-7123-1095

受付時間： 8時30分～17時15分（土日、祝日を除く）

千葉県国民健康保険団体連合会介護保険課

千葉県千葉市稲毛区天台6丁目4番3号

電話番号： 043-254-7426 F A X 番号： 043-254-7401

受付時間： 9時00分～17時00分（土日、祝日を除く）

※ 苦情処理第三者委員

氏名 中村 好枝 電話番号： 04-7120-1033

氏名 海老原 孝男 電話番号： 04-7120-1033

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です

指定居宅介護支援の開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明し交付しました。

年 月 日

<事業者>

所在地 ： 千葉県野田市目吹二ツ塚1511番3

事業所名： ほまれの家居宅介護支援センター（指定番号 1271301051）

管理者名： 坂齊 美祐子 印

説明者 ： 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定居宅介護支援について重要事項説明を受け同意しました。

<利用者>

住 所 ：

氏 名 ： 印

<利用者代理人（選任した場合）>

住 所 ：

氏 名 ： 印 （続柄 ）